

平成 28 年
第 8 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 8 月 29 日(月) 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館産業研修室

3. 出席委員(35 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子
29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(人)

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 54 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定
について
- 日程第 6 議案第 55 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 56 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問
決定について

- 日程第 8 議案第 57 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並に諮問決定について
- 日程第 9 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目変更の確認について
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐 和彦
 農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
 知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
 川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
 「一同 礼」
 ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。ただいまの出席人員は 35 名で、会議の定足数に達しております。
 これより平成 28 年第 8 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 92・93 ページをご覧ください
 ただきたいと重います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求め
 ます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はござい

ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、19番 梅山 委員、20番 下永田 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日8月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料は3ページからになります。

農用地利用集積計画による通知事案ですが、12件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん ほか11件の申し入れです。解約の主導は、1番と3番は貸し人主導、他は借り人主導で、理由は、1番3番が耕作者変更、2番が所有権移転、4番から11番が農業廃止、12番は規模縮小によるものとなっております。地目ごとの内訳は、田が1筆442㎡、畑が31筆で43,521㎡の合意解約となります。地域別では、知覧地域10件、潁娃地域、川辺地域が1件ずつとなっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。
資料は、9～11 ページになります。今回認定されたのは9件です。

先ず、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、お茶の経営を行ってきましたが、経営面積を維持しながら経営コストの削減に取り組み経営の安定化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用を希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、お茶を中心とした経営を行ってきましたが茶園の拡大に伴い機械の導入を図り併せて新たな冬作にも取り組み、経営の安定化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、よりよい茶品種の導入による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用して機械の導入を希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、両親と3人で5.5haの茶の経営を行っていたが、経営移譲により、今後も経営面積の拡大を図り所得の安定を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんや経営経理の合理化や生産方式の合理化に、制度資金等を活用し、製茶機械の自動化や摘採機等の導入、農地の拡大などを希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、お茶と冬作物の複合経営を行っていましたが茶園の拡大に伴い機械の導入を図り茶の専門化をめざし、経営の安定化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経

営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用して機械や施設の導入と農地の連担化を希望しています。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、お茶の専業経営を行ってきましたが後継者の経営参加に伴い規模拡大、機械の導入、優良品種への転換を図るとともに秋冬野菜にも取り組み、経営の安定化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用して機械や施設一部更新を希望しています。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで、南九州市内で採卵鶏の育成と養鶏業を営んでいるが、今後主要取引先の規模拡大を念頭に、設備の改新、機械の導入による作業効率化を図り、併せて採卵部門においても規模拡大を図り経営の安定化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の農地のあっせんと、営の」合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用して施設の更新や土地購入を希望しています

次に、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです

これまで、川辺町〇〇地域を中心に焼酎用原料甘藷の生産・加工を中心に行ってきたが、今後離農者や高齢農家等の農地を借り受けキャベツや大根等の生産・加工も行い規模拡大を目指し安定した経営を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用して機械や土地購入を希望しています

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで、〇〇地域で経営を行っていた義父の基盤を引き継ぎ茶と露地野菜の複合経営を行い、今後、規模拡大を図り優良品種の導入による経営の安定と所得の向上を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんや生産方式の合理化に、取り組みたい考えです。

最後に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで、〇〇地域で経営を行っていた義父の基盤を引き継ぎお茶専業で経営を行い、今後、規模拡大を図り農地の連担化、優良品種の導入等により経営の安定と所得の向上を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんや生産方式の合理化に又制度資金を活用した施設の更新、土地の購入等に、取り組

みたい考えです。

今回の報告は以上でございます。

議 長 質問, ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案で
ございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5議案第54号 農業振興
地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。
まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。
颯娃地区調査委員の報告をお願いします。

永山委員 それでは、農業振興地域整備計画変更について現地調査の報告を
いたします。

審議番号1番ですが、申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請農地は、颯娃町〇〇の畑で、申請面積は827 m²になります。申
請人は野菜を生産する専業農家です。近年自宅付近の経営面積も増
えてきたため、自宅に隣接する父親所有の申請地を譲り受け、農業
用倉庫を建築しようとするもので、「用途区分の変更」となっており
ます。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にあ
りますが、詳細は14ページから16ページの地図をご覧ください。

次に2番ですが、申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請農地は、颯娃町〇〇ほか2筆の畑で、申請面積は2,658 m²にな
ります。申請人は、〇〇に本店を置く〇〇を経営する法人であり
ます。現在、申請地に隣接する山林等29,209 m²に〇〇〇〇を建設中
であります。計画を拡大し〇〇及び資材置き場を整備しようとする
もので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、
颯娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は
17ページから19ページの地図をご覧ください。

次に3番です。申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農
地は、颯娃町〇〇ほか3筆の畑で、申請面積は1,509 m²になります。
申請人は〇〇を主な事業とする法人です。申請地の道路向かいで経
営する〇〇に駐車スペースがないため、〇〇運搬用大型車、〇〇運

搬車等の駐車場を整備するもので、「用途区分の変更」となっております。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落の北側にありますが、詳細は 20 ページ から 22 ページ の地図をご覧ください。

次に 4 番ですが、申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町上別府〇〇ほか 42 筆、うち畑 8 筆、山林 35 筆で、申請面積は 89,101 m²になります。申請地につきましては別紙をご覧ください。申請人は、〇〇に本店を置くクリーンエネルギーによる発電事業を行う法人であります。申請地に隣接する周辺の山林を一体利用して太陽光発電施設を建設しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇から〇〇の〇〇集落から〇〇に向かう間の 県道〇〇線の北側にありますが、詳細は 23 ページ から 28 ページ の地図をご覧ください。

以上 4 件の申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。

代替地については、3 番は業務用車両の駐車場として利用するもので、〇〇の周辺は農用地区域の広がった地区であり、適当な場所がなかったとのことであります。ほか 3 件についても、数ヶ所検討しましたが適当な場所がみつからなかったとのことであります。

これらのことから、農用地区域からの除外及び用途区分の変更については、やむを得ないものと判断しました。

なお、1 番と 3 番は、5 条の転用申請も提出されておりますので、後ほど審議していただきます。以上です

議 長 ここで事局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは補足説明をいたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。これらの条件につきましては、現地調査の報告のとおりであります。4 番の用排水路等への影響につきましては、計画地内に排水路、数ヶ所の調整池を整備するほか、河川まで排水路を設ける計画であります。土地改良事業については、1 番 3 番について、南薩土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農

政課へ提出される見込みです。他は実施しておりません。

これらのことから、4件の申請につきましては、問題はなく農用地区域からの除外及び用途区分の変更はやむを得ないものと判断されるところです。 以上です。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

吉崎久委員 4番についてですが、前回の委員会でも言いましたが、この様な大規模な開発は、やはり周辺に何らかの影響を及ぼすと思われるので、歯止めが必要ではないかと思いますが、皆さんはどう思いますか。現在耕作されている土地であるわけですし、生産性などの問題もあるでしょうが、農業委員会として歯止めをかける方法はないのでしょうか。

永山委員 現地の図面の右手が〇〇で、反対の左手の奥は、一部お茶の荒廃地です。お茶の景気の良い時期なら私どもが預かって耕作することでもできましたが、現在はとても無理です。ましては、この地域は山間部で収益率が悪く耕作もしづらい地域です。また、この方は他の農地も放棄し茶工場も外れまして、荒廃地が増えていました。私達は事業者には有難うという気持ちです。ただ現在耕作地を持つ立場で、事業者には排水関係はしっかりするよう願ったところです。

事務局長 まあ、賛否両論あろうかと思います。地域の農地を守る委員会ではありますが、我々委員会は農地法、農地に関連する法律があります。その中で守れる農地、守れない農地がありますので、我々は法に照らして判断せざる得ないのかと思います。先ほど農地係長の方からもありましたが、農振除外に関する要件はすべてクリアしているとのことですので、その中身が法に照らして適当であるかどうかを判断していただきたいと思います。

田中委員 これは農政課の方が農振は管轄していますよね、つまり農政課で審議された案件について農業委員会の意見を求めたものであると思いますが、確かに局長の言われる通り法に照らせばそのようなこと

になろうかと思いますが、相対的にこの事業は40㍍の事業ですよ
ね、たぶんそれに付随するいろいろな手続きがあつて、この事業は
大丈夫なのかという疑問があるのです。簡単に言えば林地開発とか
いろいろある訳ですが、農政の方が受けたということは、大丈夫で
すよという根拠があつて農業委員会に出したと思うのですが、総体
的にどうなのかなと思います。あの辺を見ればソーラーだけですよ
ね。

事務局長 この計画の話を耳にしたのは昨年の夏ごろで〇〇地域に60㍍の
ソーラーが出来るとの話を聞いて、その後年明けに相談に事業者が
見えましたが、しばらく何もなくてどうしたのかと思っていたら企画
課より土地取引等に関する書類が回ってきました、たぶん事業者が
各種手続きを行っていたのだと思います。その中で特に林地開発に
は時間がかかりますので、その辺のめどがついたので農振農用地の
除外の申請が上がってきたのだと思います。

田中委員 40㍍の大規模開発でが地元の人には理解をしているのですか。

永山委員 地元の人にはもう知っていますし同意もしております。又、排水等
のお願いもしてあります。

田中委員 地元の方々が、同意をしているのであれば仕方ないですね。我々
農業委員会が問題なしの意見を出して地元から反対があるのが一番
避けなければならないことかと思いましたので。地元が同意してい
れば後は法的な部分だけです。

梶山委員 この辺はソーラ団地化していますが、この辺に今後話があるのが
ありますか。

農地係長 今のところこの近辺の話はありません。

議 長 暫く休憩します。

議 長 再開します。他にご意見質問はありませんか

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 6 議案第 55 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。資料は 30 ページからになります。

今回の申請は、所有権移転 13 件、使用貸借権設定 1 件であります。

まず所有権移転についてですが、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 12 件の申請であります。申請の内訳は、田が 5 筆で 4,638 m²、畑が 26 筆で 31,331 m²、合計 31 筆 35,969 m²となっています。理由は、1 番・2 番・4 番・6 番・7 番は規模拡大、8 番は新規営農、11 番・12 番は自作地相互の交換、他は親族からの受贈によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 70,000 円で、畑が 496,000 円から 763,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃地域 7 件、知覧地域 5 件、川辺地域 1 件となっております。次に使用貸借権設定についてですが、貸し人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん の申請であります。申請の内訳は、田が 1 筆で 369 m²。理由は、農業開始によるものとなっております。法第 3 条第 2 項各号の判断については、34 ページから 40 ページの調査書のとおりでございます。併せまして所有権移転の 3 番は、耕作面積が下限面積未満のため、使用貸借権設定 1 番は新規営農のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。

以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが
所有権移転に係る審議番号4番について、栗ヶ窪 委員が使用貸借権設定の
審議番号1番について田中 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず
該当者のいない案件について全員で審議いたします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第55号の内、所有権移転に係る、審議番号4番と使用貸借権設定の審
議番号1番を除く案件については申請どおり許可することにご異議ございま
せんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第55号の内、所有権移転に係る審議番号4番と使用貸借権設
定の審議番号1番を除く12件、の案件については、申請どおり許可すること
に決定いたします。

議 長 引き続き、議案第55号のうち、議事参与の制限に該当する案件について
審議を行います。
栗ヶ窪 委員、田中 委員、にお諮りします。議事の進行上、議事参与の
制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところでありま
す。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関
係委員の退室を求めます。
(栗ヶ窪委員、田中委員、退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 55 号の内、所有権移転に係る審議番号 4 番と使用貸借権設定については申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 55 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
関係委員の入室を許可いたします。
(栗ヶ窪委員 田中委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 55 号の内 所有権移転に係る審議番号 4 番と使用貸借権設定については申請どおり許可することに決定されました。

議 長 ここで暫く休憩します。3 時 20 分から再開します。

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第 7 議案第 56 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
颯娃地区調査員の報告をお願いします。

松永委員 それでは、農地法第 4 条について現地調査の報告をいたします。
申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、颯娃町〇〇の畑で、申請面積は 450 m²になります。申請人は、隣接する自己所有の宅地 1 筆を一体利用して、太陽光発電施設を設置しようとするもので、全体面積は 699 m²になります。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は 45 ページから 47 ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は道路に、東側と南側は宅地に接しております。周囲に農地はありませんので、土砂流出、日照通風等について特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明します。資料は、44 ページからになります。
立地条件については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから、第2種農地の「その他の農地」と判断されます。一般基準について、資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金と金融機関の融資により賄うとのことで、関係書類で確認できますので適当と認められます。また、転用目的にもありますように、隣接する宅地を一体利用して太陽光発電施設を設置するもので、遅滞なく供することが確実だと思われます。転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところおりませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等については必要ありません。これらのことから、転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。 以上です。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします
 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
 議案第56号 農地法第4条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって議案第56号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第8議案第57号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
 まず、所有権移転の頤娃地区分4件の報告をお願いします。

松永委員

それでは、農地法第5条所有権移転について現地調査の報告をいたします。

審議番号1番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。内容については、先ほどの農振変更計画で説明がありましたので省略しますが、申請地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は827 m²です。穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は51ページ・52ページの地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、南側は自宅地に、他は道路に接しております。現状のまま利用し、周囲は土留め工事を行いますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は溜枒を設置し道路側溝へ流します。日照通風等については平屋建てとし境界から1.2メートル程度の緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。

次に2番について、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は558 m²になります。申請人の妻が、申請地の隣で飲食店を開業する予定であり便利なことと、義母と同居するため、二世帯住宅を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は53・54ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、ほかは宅地に接しております。隣接する農地は申請地より高く、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、日照通風等については、平屋建てで5メートルほど離して建築しますので、影響を及ぼす恐れはないと思われます。

次に3番の譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町御領の 有村 良子さん ほか2人です。申請農地は、穎娃町〇〇 ほか2筆の畑で、申請面積は1,514 m²になります。申請地は周囲に障害物もなく太陽光発電に適した場所で、今後、耕作の見込みがないことから、太陽光パネルを設置しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は55ページから57ページの地図をご覧ください。申請地の北側は雑種地に、東側は道路に、南側は宅地に、西側は畑に接しております。現状のまま利用しますが、畑との境界は土手がありますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、日照通風等については、施設高が低いので影響を及ぼす恐れはありません。

次に４番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。内容については、先ほどの農振変更計画で説明がありましたので省略しますが、申請地は 穎娃町〇〇 ほか３筆の畑で、申請面積は 1,509 ㎡です。場所は穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇 の〇〇集落の北側にありますが、詳細は 58・59 ページの地図をご覧ください。なお平成 17 年頃からすでに駐車場として利用されており、始末書が提出されています。申請地の北東側と南東側は畑に、南西側と北西側は道路に接しています。現状のまま利用しますが、農地境界側は高くなっていますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、日照通風等については、転用目的から特に影響を及ぼす恐れはないと思われます。これらのことから、以上４件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。 以上です。

議 長 次に、知覧地区分 1 件について報告をお願いします。

松久保委員 去る 8 月 19 日、武田豊子委員、事務局及び関係者立ち会いの元、農地転用申請にかかる現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

審議番号 5 号です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇の、畑の 982 ㎡です。転用目的は、隣接地で営む製茶販売業のため不足している荒茶の保管倉庫を建設するものですが、既に平成 17 年頃から仮設倉庫の設置及び駐車場として利用しており、始末書が提出されています。 現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に位置します。 詳細は、議案資料の 60・61 ページの地図をご覧ください。申請地は、西側は畑と宅地に、南側は道路に、他は宅地に接しています。現状のまま利用し、境界にはよう壁を設置しているので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は、ため枡を設け道路側溝に放流し、日照通風等については、隣接地から 2～4 m 離して建築するので特に問題はないと判断しました。 以上、現地調査の報告を終わります。 ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 次に、川辺地区分 2 件について報告をお願いします。

有菌委員

去る 8 月 19 日、深町委員と事務局の 4 人で、農地法第 5 条許可申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

審議番号 6 番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、1,933 m²です。転用目的は、現在、経営している〇〇保育所を移転することになり、建設候補地を数か所検討した結果、申請地が最も適しており、隣接する宅地、山林を一体利用して保育園を建設しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は 62・63 ページの地図をご覧ください。申請地の北西側は一体利用する山林に、北東側は道路、及び一体利用する宅地に、他は畑と宅地に接しています。造成はならし程度であり、境界はブロック積みとするため、土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は道路側溝へ放流、汚水・雑排水も合併浄化槽で処理し、道路側溝へ放流する計画です。日照通風等については、境界からは十分なスペースを設けるため、周辺への影響はないものと思われます。このことから、申請農地の転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 7 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、377 m²で、転用目的は、現在、借家住まいのため、父親所有の申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。申地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は 64・65 ページの地図をご覧ください。申請地の東側は宅地に、他は道路に接しており、周辺には農地はなく、土砂流出、日照通風等については特に問題はありません。このことから、申請農地の転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

それでは、颯娃地域の 4 件について説明します。資料は、49 ページからになります。まず、立地条件について、1 番と 4 番は農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当します。2 番は、都市計画法で第 2 種住居地域として用途地域が定められていることから、第 3 種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当すると

判断されます。3番はJR御領駅の300m以内にあることから、第3種農地の「300m以内農地」に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、1番は金融機関からの融資と自己資金で、2番と3番は全額を金融機関からの融資で賄うとのことでそれぞれ添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。4番については、農地法の許可を受けずに転用したことについて始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ4件とも該当する者はありませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、1番から3番は許可後の速やかな転用は確実と思われ、4番は既に転用済みであり、いずれも問題ないと思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、1番と3番は農用地利用計画変更の手続き中で、ほか2件は特に必要ありません。このことから、穎娃地区4件の申請については、それぞれの利用目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。

知覧分室

審議番号5号について補足説明いたします。
立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続いて、一般基準の資力及び信用は、既に平成17年頃に仮設倉庫の設置及び駐車場として利用しており、今回始末書が提出されているところです。必要な資金については、自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。

川辺分室

それでは補足説明を申し上げます。
審議番号6番です。立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の

資力及び信用については、必要な資金は、県と市の補助金、金融機関からの借入金、及び自己資金により賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。許可後の速やかな転用は確実であると思われ、関係行政庁の免許、許可、認可等についても特に必要ありません。

次に、審議番号7番です。立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、建築資金は、申請者の夫名義で金融機関から融資を受ける予定であり、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。許可後の速やかな転用は確実であると思われ、関係行政庁の免許、許可、認可等についても特に必要ありません。このことから、川辺地区2件については、申請目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第57号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第57号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定に

農地係長

以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長

– 19 –

員で審議いたします。

質問、ご意見はありませんか。

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号 4 番を除く案件、賃貸借権の設定の全案件と使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 58 号の案件の内、所有権移転の 4 番を除く 6 件と賃貸借利用権設定の全案件、使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 58 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。宮原俊郎委員の退室を求めます。

(宮原俊郎 委員, 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、所有権移転の番号 4 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案 58 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。宮原俊郎委員 の入室を許可いたします。

(宮原俊郎委員入室)

議 長 宮原俊郎委員に報告いたします。議案第 58 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目変更の確認についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは地籍調査事業に伴う地目変更の確認について説明いたします。資料は、87 ㈬から 91 ㈬になります。

前年度に続き、税務課で川辺町大字田部田の一部について、地籍調査の再調査を実施したとのことであります。地籍調査は、土地の現況を調査し地目の変更等を行うものであります。地籍調査では、現地確認を行った結果、田や畑など農地法の適用がある土地の現況が、農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続きを経っていないものについては、その旨を農業委員会に通知するか、あるいは地目の認定につき所有者から疑義がある場合には、事後のトラブルを回避するため、農業委員会の参考意見を求めることとなっています。27 年度の調査では、田については、87 ㈬のとおり 23 筆 7,033 m²のうち、黄色部分の 6 筆が消滅し、青部分の 5 筆が農地として残り、ほかは宅地や雑種地に地目を変更したいとのことでありました。また、88 ㈬の畑につきましては、22 筆 4,169.48 m²が対象となり、黄色部分の 14 筆が地番の消滅、青部分の 2 筆が畑として残ります。ほかは現況により、宅地や雑種地に地目が変更されることとなります。これを受けて、事務局としまして 87 ㈬、88 ㈬の調査対象農地について現地の確認を行いましたので、その旨の意見を南九州市長宛に通知しようとするものです。以上でございます。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました案件について質問、ご意見はありませんか。

田中委員 この地目を「確認し」とありますが、農業委員か農業委員会の職員が確認したのでしょうか、宅地は家が建っているのて解るかと思いますが。雑種地という地目に確認したのはどなたがしたの

ですか。

農地係長 税務課の方で調査を行いまして、農業委員会に報告がきまして、農業委員会の職員が確認し、税務課に確認しましたと回答しました。

田中委員 農業委員会の職員が雑種地というのを確認したわけですね。

農地係長 はい、その通りでございます。

議 長 他にございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
日程第 10 平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目変更の確認については、事務局の報告どおり確認することにご異議ございませんか

委 員 「異議なしの」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって日程第 10 については事務局の報告どおり確認することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

梶山委員 先日の新聞に国の予算で土地改良事業の情報が出ていましたが市としては、これらを利用した取り組みは考えていないのでしょうか。

事務局長、 先日の農業新聞にも、補正予算や、29 年度予算に土地改良事業が取り込まれるとの情報がありました、本市では耕地サイドが中心になって要望していくと思いますが、事業の内容や、仕組みの情報を把握し対応していきたいと思います。

梶山委員 本市にはまだ土地改良を要する土地はたくさんあると思います。情報が無ければ要望も出しづらいでしょうから、早めに調査

すべきだと思います。

事務局長 皆さんの方で、まだ土地改良をすれば、耕作可能なのにと考えられるような地域があれば情報をお願いします。併せて、同意の問題やいろいろな情報が必要になると思いますので、その辺りの情報も併せてお願いいたします。関係課につなぎますので。

田中委員 地籍調査については今後まだ続くのですか。

事務局長 調査自体は終わっていますが、面積、地目等の確定等がまだかと思っています。

田中委員 地籍調査で地目が田・畑から宅地・雑種地に変わられた人と、農地のままの人では苦情は来ないのでしょうか。宅地・雑種地の人は、農地法の適用を受けなくて良くなる訳ですから。

事務局長 地目等を確定する前に協議会を開き地目を決めそして農業委員会に確認を求めるわけです。

議 長 他に有りませんか。 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 遊休農地の調査についてお願いする。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農地係長 会終了後、遊休農地の再調査について、打ち合わせを行いますので、会終了後しばらくお待ちください。

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第8回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 19 番 _____

会議録署名委員 20 番 _____